

有限会社トコス	合同会社福祉サポート	合同会社福祉サポート
二十和田市東二丁目一七の二	南津軽郡田舎館村大字川部字上六	南津軽郡田舎館村大字川部字上六
通所介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
トコスデイサービス	福祉サポート	福祉サポート
十和田市一本木二丁目一	南津軽郡田舎館村大字川部字上六	南津軽郡田舎館村大字川部字上六
"	"	"

青森県告示第三百九十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	届出年月日	廃止年月日
ヘルパーセンター	ヘルパーセンター	八戸市新井田三丁目一七	訪問介護	西三井田二スワン	平成二六・三・二七	平成二六・四・三〇
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	むつ市野沢	短期生活介護	むつ市野沢	二六・二・二六	二六・三・三
社会福祉施設	社会福祉施設	むつ市野沢	通所介護	むつ市野沢	"	"
社会福祉施設	社会福祉施設	むつ市野沢	通所介護	むつ市野沢	"	"

社会福祉法人鳥光	弘前市大字大森五の三	訪問介護	草薙訪問事業	弘前市大字大森の八	二六・三・二四	"
----------	------------	------	--------	-----------	---------	---

青森県告示第三百九十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業名称	所在地	届出年月日	廃止年月日
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	弘前市大字大森の八	居宅介護支援事業	弘前市大字元大工町二六	平成二六・三・二二	平成二六・三・三
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	むつ市野沢	居宅介護支援事業	むつ市野沢	二六・二・二六	二六・三・三
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	むつ市野沢	居宅介護支援事業	むつ市野沢	"	"

青森県告示第三百九十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により次の指定介護老人福祉施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第九十三条第二号の

規定により公示する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護老人福祉施設の開設者	名称	介護老人福祉施設	届出年月日	辞退年月日
社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一の一の二三	特別養護老人ホームいこいの里	平成二六・二・二六	平成二六・三・三
主たる事務所の所在地	名称	所在地		
		むつ市脇野沢渡向七三の一		

青森県告示第三百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	指定期限
株式会社グート	株式会社グート	八戸市新井田西の四	訪問介護	アクティブホームライ	八戸市新井田西の四	平成二六・五・一
株式会社グート	株式会社グート	八戸市新井田西の四	訪問介護	アクティブホームライ	八戸市大字田面の二	"
株式会社第一ホーム	株式会社第一ホーム	八戸市新井田西の七	通所介護	レッツ倶楽部八戸石堂	八戸市石堂二丁目九の六フロンティア	"

有限会社トコス

十和田市東二一丁目一七の一

通所介護

サービス

十和田市一本の二丁目

"

合同会社福祉サポート

南津軽郡田舎館市大字川部字上六の二

介護予防用具貸与

福祉サポート

南津軽郡田舎館市大字川部字上六の二

"

合同会社福祉サポート

南津軽郡田舎館市大字川部字上六の二

特定介護用具販売

福祉サポート

南津軽郡田舎館市大字川部字上六の二

"

青森県告示第三百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	廃止の届出年月日	廃止の年月日
医療法人 恩幸会	弘前市大字石川字石川九七	石川訪問看護センター	訪問看護	石川訪問看護センター	弘前市大字石川字大仏下二の五	平成二六・三・一〇	平成二六・三・三
合同会社グート	八戸市大字中居林字雷三の一八	ヘルパーステーション	訪問介護	ヘルパーステーション	八戸市新井田西の三丁目一七の二スワンA	平成二六・三・一七	平成二六・四・三〇
社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一の一の二三	特別養護老人ホームいこいの里	短期介護	むつ市脇野沢渡向七三の一	八戸市石堂二丁目九の六フロンティア	平成二六・二・二六	平成二六・三・三

社会福祉法人 島光	社会福祉法人 青森振興団	弘前市大字大森 字草薙五の三	弘前市大字野沢 一ツ市十二林 一の三	介護訪問	介護通所	草薙訪問 介護事業	野沢市 高齢施設	弘前市大字大 森山二七 八の一八	渡向七三の 一	二六 三二四	"
-----------	--------------	----------------	--------------------	------	------	-----------	----------	------------------	---------	--------	---

青森県告示第百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 甚	株式会社 甚	株式会社 甚	株式会社 甚	指定障害福祉サービス	障害福祉サービスを行う	名称	所在地	指定年月日
弘前市大字千三丁目三の二	弘前市大字千三丁目三の二	弘前市大字千三丁目三の二	弘前市大字千三丁目三の二	重度訪問介護	居宅介護	行動援護	同行援護	平成二六・五・一
三丁目の一六	三丁目の一六	三丁目の一六	三丁目の一六	訪問介護	居宅介護	行動援護	同行援護	平成二六・五・一
三丁目の一六	三丁目の一六	三丁目の一六	三丁目の一六	訪問介護	居宅介護	行動援護	同行援護	平成二六・五・一

青森県告示第百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	担当する医療の種類	指定辞退年月日
つがる西北五広域連合 西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	整形外科に関する医療	平成二六・四・一

青森県告示第四百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
つがる西北五広域連合 つがる総合病院	五所川原市字岩木町一二の三	整形外科に関する医療	平成二六・五・一

青森県告示第四百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の

規定により公示する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更新年月日
変更前	のぞみ薬局	八戸市大字田面木字堤下一 五の一	平成六・三・一
変更後	アイセイ薬局田面木店		

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社鹿内組
- 二 代表者の氏名 鹿内 雄一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野尻字今田九七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一 五九四号
- 五 取消年月日 平成二十六年四月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 西沢工業
- 二 氏名 西沢 正雄
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字堅田五丁目一五の二九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一五八四八号
- 五 取消年月日 平成二十六年三月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、大工、とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年三月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社丸定建設
- 二 代表者の氏名 三上 定栄
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字熊嶋字里見四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一三六一五号
- 五 取消年月日 平成二十六年三月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年二月二十八日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 岩木造園

二 氏名 稲部 直一

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字高屋字安田六五八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一四九〇三号

五 取消年月日 平成二十六年四月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年四月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社白寛建設

二 代表者の氏名 白川 勝磨

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町沢部三七三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第六二七二号

五 取消年月日 平成二十六年四月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装、水道工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年三月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 川田組

二 氏名 川田 博信

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造朝日九の六二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第七〇〇〇三号

五 取消年月日 平成二十六年四月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年四月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 エスケーテクノ

二 氏名 佐藤 隆則

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字野辺地四三九

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第五〇〇五〇五号

五 取消年月日 平成二十六年四月九日

六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社米内山住建

二 代表者の氏名 米内山 国雄

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町上野字山添四五の三五七

四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第一六八一六号

五 取消年月日 平成二十六年四月九日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社千葉建設

二 代表者の氏名 千葉 満

三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字吹越五六の八一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第八三〇一号

五 取消年月日 平成二十六年四月九日

六 取消しに係る建設業の許可
管、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年三月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 滝沢産業

二 氏名 滝沢 幸雄

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保一六六の一七一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第五〇〇四〇四号

五 取消年月日 平成二十六年四月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、鋼構造物、ほ装、塗装、防水、水道施設工事業に係る
一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年四月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に
より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭